

# 令和3年度第2回豊山町都市計画審議会

## 議案別冊 1

諮問第1号

「豊山町都市計画マスタープランの一部改訂について」

- ・豊山町都市計画マスタープラン新旧対照表

# 豊山町都市計画マスタープラン一部改訂の背景と概要

## 1. 一部改訂の背景と目的

近年、東日本大震災をはじめとした大規模な災害が発生しており、愛知県においても南海トラフ地震の発生が懸念されており、愛知県だけで東日本大震災に匹敵する被害が想定されております。また、全国各地で豪雨災害が発生しており、愛知県全体の災害対応力の強化が求められています。

そのため、愛知県は大規模災害時に全国からの救助・救援人員や支援物資を受け入れ、被災地域や地域の防災拠点に迅速・的確に供給する後方支援を担う「基幹的広域防災拠点」の整備を「豊山町青山地区」で進めることとなりました。

今回、愛知県の基幹的広域防災拠点の整備に向けて、市町村の都市計画の基本方針である「豊山町都市計画マスタープラン」及び緑地の保全や緑化の推進に関する基本計画である「豊山町緑の基本計画」の一部を改訂することとしました。

## 2. 愛知県基幹的広域防災拠点の概要

基幹的広域防災拠点は、新たに整備を行う消防学校及び神明公園を含む公園で構成されており、平常時及び災害時には以下の機能をもたせて運用する予定です。

### 【平常時】

- 消防学校 ⇒ 消防防災に関する教育訓練や児童・生徒、住民等に向けた防災教育・人材育成
- 公園 ⇒ 地域の賑わい創出

### 【災害時】

- 消防学校 ⇒ 防災拠点の本部機能、広域医療搬送機能
- 公園 ⇒ 消防、警察、自衛隊等の支援部隊ベースキャンプ機能、支援物資の集積・中継・分配機能

## 3. 豊山町都市計画マスタープランの主な変更点

### 【将来都市構造図】

- 新たに「防災・緑地ゾーン」を追加し、「憩いと交流の拠点」と「広域防災拠点」を見直し

### 【都市施設（公園緑地）の整備の方針】

- 新たに整備する都市公園（愛知県防災公園）を追加し、整備方針図を見直し

### 【都市防災の整備方針】

- 基幹的広域防災拠点の整備促進を追加
- 新たに避難所となる施設の整備推進を追加



## 4. 豊山町緑の基本計画の主な変更点

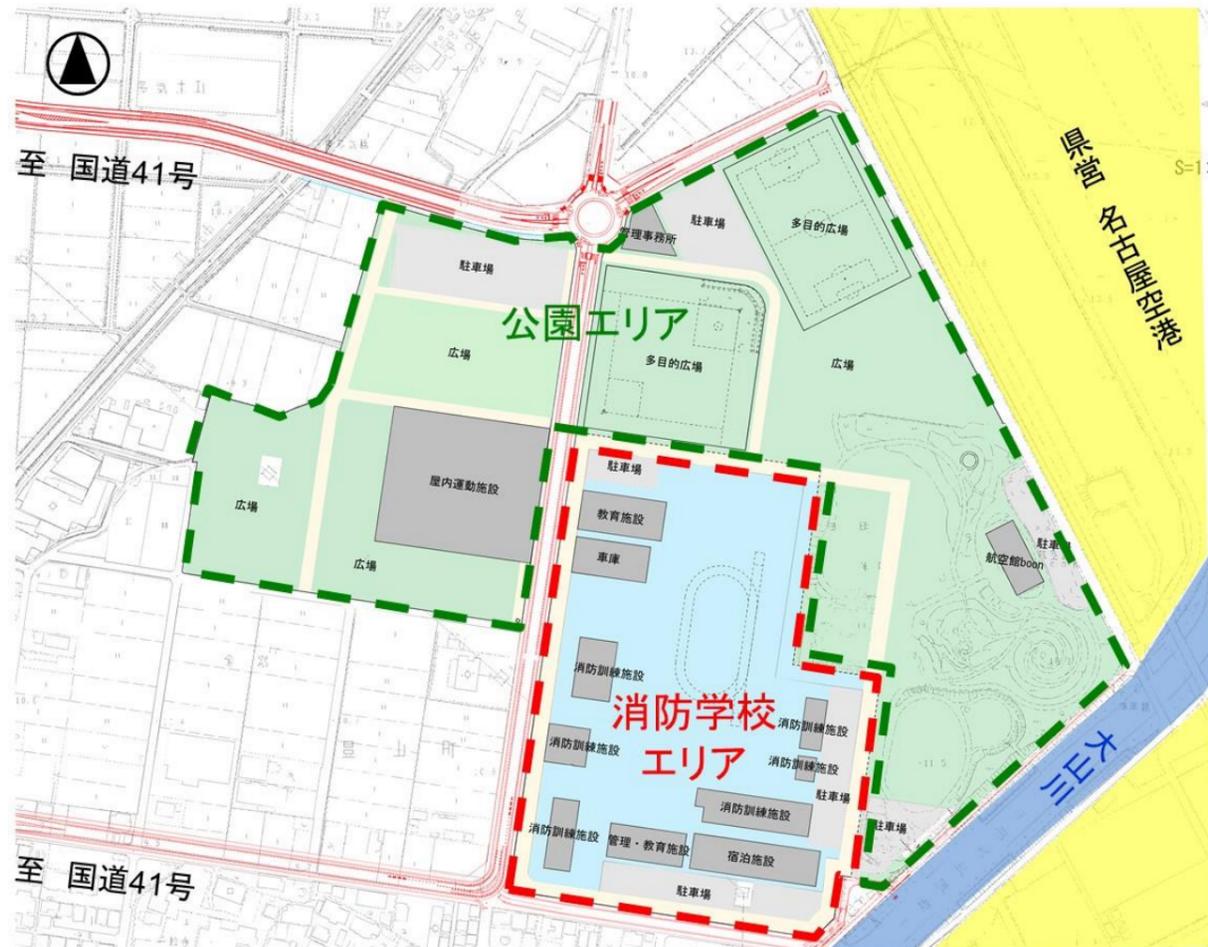
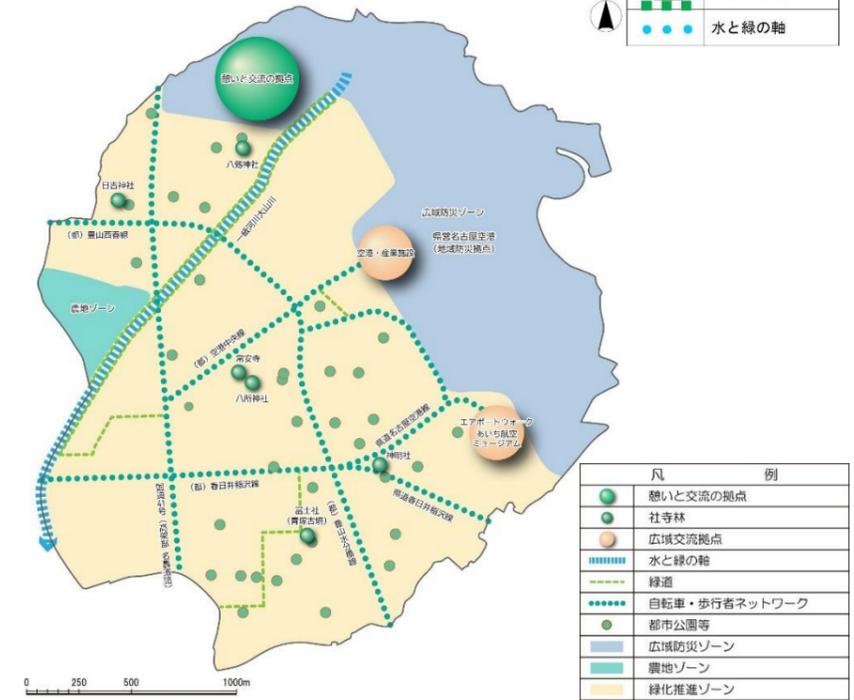
豊山町都市計画マスタープランの改訂に合わせて、関連する計画部分を修正

### 【都市施設（公園緑地）の整備の方針】

- 新たに整備する都市公園（愛知県防災公園）を追加し、整備方針図を見直し

### 【緑の将来像】

- 基幹的広域防災拠点の整備に向けて、「農業環境検討ゾーン」と「緑化推進ゾーン」の一部を「広域防災ゾーン」とし、「憩いと緑の拠点」を「憩いと交流の拠点」に見直し



【構想編】1. 全体構想

1-3 『将来都市構造』の見直し

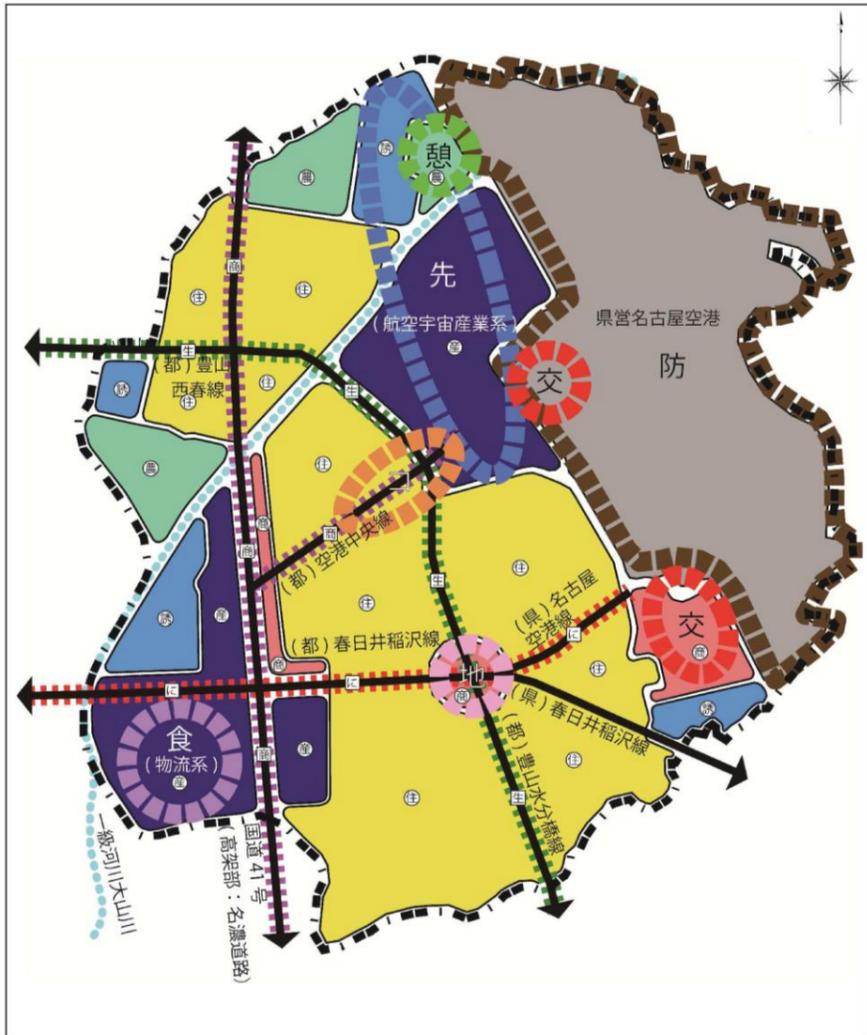
⇒基幹的広域防災拠点の整備に向けて、新たに「防災緑地ゾーン」を加え、「憩いと交流の拠点」と「広域防災拠点」を見直しました。

現都市計画マスタープラン（R2年）

一部改訂素案

P.12

図 将来都市構造図

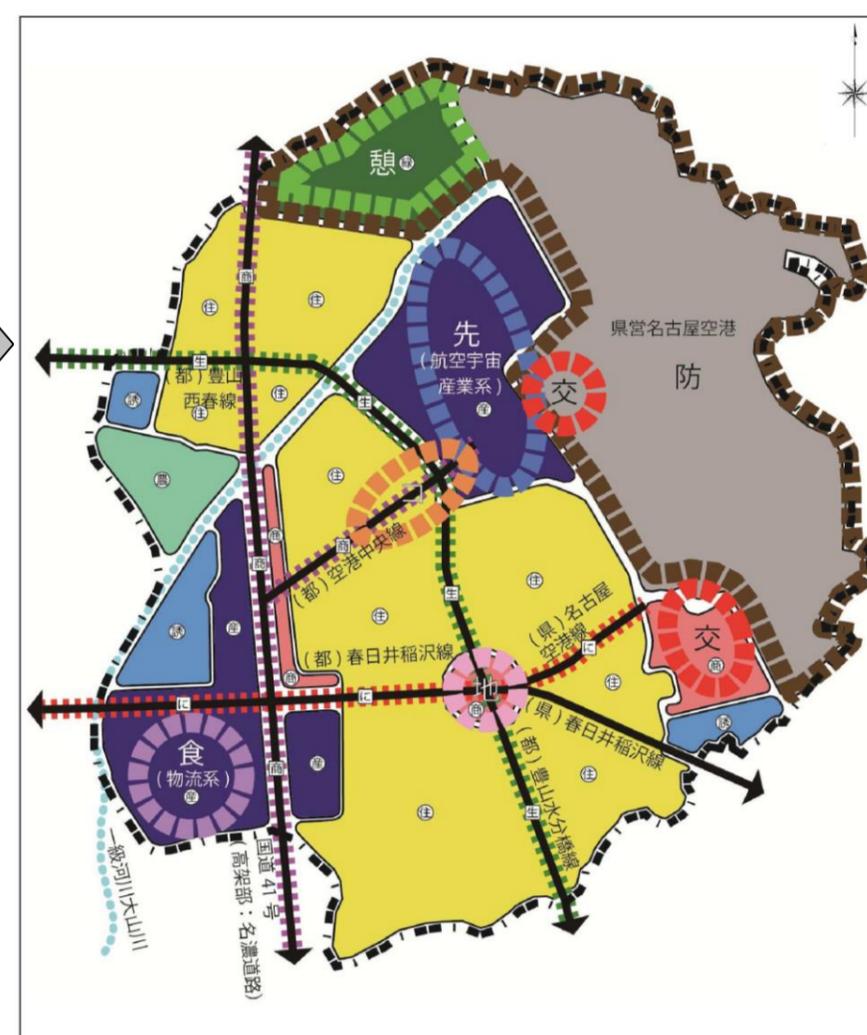


【ゾーン】	
住	住宅ゾーン
商	商業ゾーン
産	産業ゾーン(物流系・航空宇宙産業系)
誘	産業誘導ゾーン
農	農地・緑地ゾーン
【拠点】	
交	広域交流拠点
先	先端産業振興拠点
食	食の流通拠点
コ	コミュニティ拠点
地	地域商業拠点
憩	憩いと緑の拠点
防	広域防災拠点
【軸】	
↔	広域・地域交通軸
に	にぎわい軸
商	商業・オフィス軸
生	生活交流軸
水と緑	水と緑の軸



P.12

図 将来都市構造図



【ゾーン】	
住	住宅ゾーン
商	商業ゾーン
産	産業ゾーン(物流系・航空宇宙産業系)
誘	産業誘導ゾーン
農	農地ゾーン
緑	防災・緑地ゾーン
【拠点】	
交	広域交流拠点
先	先端産業振興拠点
食	食の流通拠点
コ	コミュニティ拠点
地	地域商業拠点
憩	憩いと交流の拠点
防	広域防災拠点
【軸】	
↔	広域・地域交通軸
に	にぎわい軸
商	商業・オフィス軸
生	生活交流軸
水と緑	水と緑の軸

【構想編】1. 全体構想

1-3 『将来都市構造』の見直し

⇒基幹的広域防災拠点の整備に向けて、新たに「防災緑地ゾーン」を加え、「憩いと交流の拠点」と「広域防災拠点」を見直しました。

現都市計画マスタープラン（R2年）

一部改訂素案

P.13

【ゾーン】		
	住宅ゾーン	コンパクトで暮らしやすく、安全な居住環境の維持・増進を図る地域
	商業ゾーン	土地の高度利用を図り、商業などの利便性を高めるための土地利用を誘導する地域
	産業ゾーン(物流系・航空宇宙産業系)	工業・物流用地としての利便性を高めるための土地利用を誘導する地域
	産業誘導ゾーン	都市活力の強化に向け、先端産業や新たな産業系の土地利用を誘導する地域。周辺の環境に配慮した地区の形成をめざします。
	農地・緑地ゾーン	農地及び公園・緑地機能を保全する地域

【拠点】		
	広域交流拠点	空港及び周辺集客施設を核に、町内外から多くの人が集い、ふれあいや交流を通じた活力を生み出し、南側の市街化調整区域は、今後の地域振興に役立てるためのリザーブ用地と位置づけられます。
	先端産業振興拠点	県営名古屋空港との一体性を活かした先端技術産業空間として、地域の活力を牽引する工業機能の維持・増進を図ります。
	食の流通拠点	名古屋市中心卸売市場北部市場周辺については、産業としての物流機能の他、消費者の視点から、飲食・小売機能も有する複合した拠点としての位置づけを継続し、その機能の維持・増進を図ります。
	コミュニティ拠点	役場・社会教育センターなどの公共施設が立地する地区は、様々な住民活動の場として、また、路線バスの結節点として、住民・在勤者が集い、交流するコミュニティの拠点として位置づけられます。
	地域商業拠点	住民の日常生活を支える商業機能を備えた拠点として、その機能の維持・増進を図ります。
	憩いと緑の拠点	臨空(神明)公園・航空館 boon を緑に囲まれた住民の憩いの拠点として、その機能の維持・増進を図ります。
	広域防災拠点	空港については、空港施設、航空自衛隊、民間航空等の輸送機能が一体となった、中部圏の災害時の救援、物資輸送等の中部圏の安全・安心の基礎となる広域的機能を高めます。

【軸】		
	広域・地域交通軸	国道41号及び名濃道路は、県域をまたぐ広域交通軸、町内の各県道は、本町と周辺都市を結ぶ地域交通軸と位置づけられます。
	にぎわい軸	広域交流拠点や地域商業拠点、食の流通拠点を結び、主要な路線バスが通行するにぎわいの軸
	商業・オフィス軸	国道41号沿線は沿道立地型とした、(都)空港中央線沿線は先端産業を中心とした商業とオフィスの軸
	生活交流軸	徒歩や自転車で安全に移動ができ、住民の生活利便性や交流を支える軸
	水と緑の軸	水と緑に親しめる憩いの場となるよう、魅力ある空間として整備を推進する河川や緑道

P.13

【ゾーン】		
	住宅ゾーン	コンパクトで暮らしやすく、安全な居住環境の維持・増進を図る地域
	商業ゾーン	土地の高度利用を図り、商業などの利便性を高めるための土地利用を誘導する地域
	産業ゾーン(物流系・航空宇宙産業系)	工業・物流用地としての利便性を高めるための土地利用を誘導する地域
	産業誘導ゾーン	都市活力の強化に向け、先端産業や新たな産業系の土地利用を誘導する地域。周辺の環境に配慮した地区の形成をめざします。
	農地ゾーン	農地を保全する地域
	防災・緑地ゾーン	消防・防災教育や地域防災の人材育成機能と憩いと交流のための公園・緑地機能を整備・保全する地域

【拠点】		
	広域交流拠点	空港及び周辺集客施設を核に、町内外から多くの人が集い、ふれあいや交流を通じた活力を生み出し、南側の市街化調整区域は、今後の地域振興に役立てるためのリザーブ用地と位置づけられます。
	先端産業振興拠点	県営名古屋空港との一体性を活かした先端技術産業空間として、地域の活力を牽引する工業機能の維持・増進を図ります。
	食の流通拠点	名古屋市中心卸売市場北部市場周辺については、産業としての物流機能の他、消費者の視点から、飲食・小売機能も有する複合した拠点としての位置づけを継続し、その機能の維持・増進を図ります。
	コミュニティ拠点	役場・社会教育センターなどの公共施設が立地する地区は、様々な住民活動の場として、また、路線バスの結節点として、住民・在勤者が集い、交流するコミュニティの拠点として位置づけられます。
	地域商業拠点	住民の日常生活を支える商業機能を備えた拠点として、その機能の維持・増進を図ります。
	憩いと交流の拠点	新たな防災機能を備えた公園及び交流に必要な機能・施設により、住民・来訪者の憩いと交流の拠点として位置づけられます。
	広域防災拠点	航空自衛隊、民間航空等の輸送機能を有する空港と防災機能を備えた公園等が一体となり、大規模災害時に全国からの人員や物資等の支援を受け入れ、県内の被災地域や地域の防災活動拠点に迅速かつ的確に供給する広域防災拠点機能を高めます。

【軸】		
	広域・地域交通軸	国道41号及び名濃道路は、県域をまたぐ広域交通軸、町内の各県道は、本町と周辺都市を結ぶ地域交通軸と位置づけられます。
	にぎわい軸	広域交流拠点や地域商業拠点、食の流通拠点を結び、主要な路線バスが通行するにぎわいの軸
	商業・オフィス軸	国道41号沿線は沿道立地型とした、(都)空港中央線沿線は先端産業を中心とした商業とオフィスの軸
	生活交流軸	徒歩や自転車で安全に移動ができ、住民の生活利便性や交流を支える軸
	水と緑の軸	水と緑に親しめる憩いの場となるよう、魅力ある空間として整備を推進する河川や緑道



【構想編】1. 全体構想

1-4 都市整備の方針の見直し

(1) 土地利用の方針

⇒【市街化調整区域の土地利用の方針】について、「先端産業誘導地区」及び「農業環境検討地区」から、「憩いと交流の拠点地区」に見直しました。

現都市計画マスタープラン（R2年）		一部改訂案		
P.16	<p>(1) 土地利用の方針</p> <p><b>【市街化調整区域の土地利用の方針】</b></p> <p><b>2. 農業環境検討地区</b></p> <p><u>金剛地区の市街化調整区域は、国道41号に面する地域に商業施設等が立地し、その背後地には、公共施設、分家住宅等の立地もあることから、今後は耕作放棄地の発生を抑制し、農地として保全しつつ、将来の土地利用のあり方を検討する地区とします。</u></p> <p><b>3. 地域振興関連地区（リザーブ用地）</b></p> <p>広域交流拠点地区の南に面する中道地区は、地域振興関連地区（リザーブ用地）として配置します。ここでは、広域交流拠点のにぎわいを増進させるために、支援施設の整備を推進し、広域交流機能として充実します。</p> <p><b>4. 先端産業誘導地区</b></p> <p><u>神明地区の空港隣接地においては、農業環境、居住環境との共存を図りつつ、空港機能と一体となった航空宇宙関連の先端技術産業の研究開発・生産施設の立地を誘導します。</u></p>		P.16	<p>(1) 土地利用の方針</p> <p><b>【市街化調整区域の土地利用の方針】</b></p> <p><b>2. 地域振興関連地区（リザーブ用地）</b></p> <p>広域交流拠点地区の南に面する中道地区は、地域振興関連地区（リザーブ用地）として配置します。ここでは、広域交流拠点のにぎわいを増進させるために、支援施設の整備を推進し、広域交流機能として充実します。</p> <p><b>3. 憩いと交流の拠点地区</b></p> <p><u>臨空（神明）公園周辺は、町民及び町に訪れる人々の憩いと交流の拠点地区とします。また、大規模災害時には、名古屋空港と一体となって県内の救援・物資輸送等に寄与する新規公園及び災害対策の担い手の育成の場となる消防学校等の整備を促進し、広域防災拠点機能の充実を図ります。</u></p>



【構想編】1. 全体構想

1-4 都市整備の方針の見直し

(1) 土地利用の方針

⇒【市街化調整区域の土地利用の方針】について、「先端産業誘導地区」及び「農業環境検討地区」から、「憩いと交流の拠点地区」に見直しました。

現都市計画マスタープラン（R2年）

一部改訂案

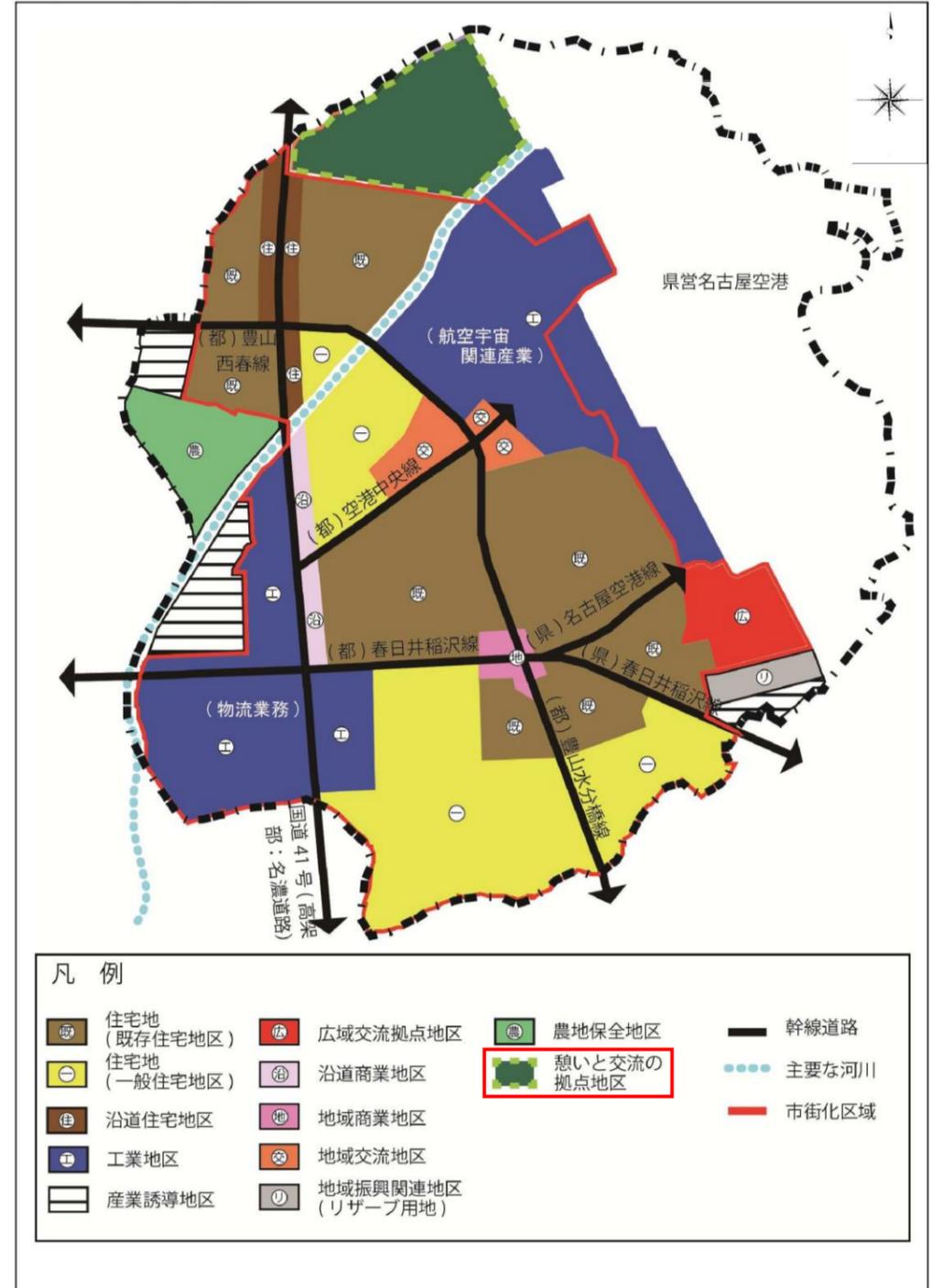
P.17

図 土地利用の方針図



P.17

図 土地利用の方針図



見直し

【構想編】1. 全体構想

1-4 都市整備の方針の見直し

(3) 都市施設（公園緑地）整備の方針

⇒新たに整備する都市公園について追加しました。

現都市計画マスタープラン（R2年）

一部改訂案

P.20

(3) 都市施設（公園緑地）整備の方針

【基本的な考え方】

都市公園である臨空(神明)公園を拠点として、一級河川大山川沿いの遊歩道等を活用しながら、町民の憩いの場を整備します。

【公園緑地の方針】

1. 都市公園

既存の都市公園は、効率的かつ適切な維持管理に努め、安全性や利便性を確保し、町民の憩いの場、緑の拠点としての機能を推進します。

また、町内に広く点在する児童遊園や運動施設、緑道等の既存施設については、公園を補完する施設として活用し、適切な維持管理に努め、街区公園・近隣公園の検討・整備を推進します。

P.20

(3) 都市施設（公園緑地）整備の方針

【基本的な考え方】

都市公園である臨空(神明)公園を含む新たな防災機能を備えた公園を拠点として、一級河川大山川沿いの遊歩道等を活用しながら、町民の憩いの場を整備します。

【公園緑地の方針】

1. 都市公園

既存の都市公園は、効率的かつ適切な維持管理に努め、安全性や利便性を確保し、町民の憩いの場、緑の拠点としての機能を推進します。

また、町内に広く点在する児童遊園や運動施設、緑道等の既存施設については、公園を補完する施設として活用し、適切な維持管理に努め、街区公園・近隣公園の検討・整備を推進します。

新規公園は、臨空(神明)公園と一体となって、憩いと交流によるにぎわいの空間として整備を促進します。また、名古屋空港、消防学校等と一体となって、大規模災害時の救援・物資輸送等の安全・安心となる機能を高めます。



【構想編】1. 全体構想

1-4 都市整備の方針の見直し

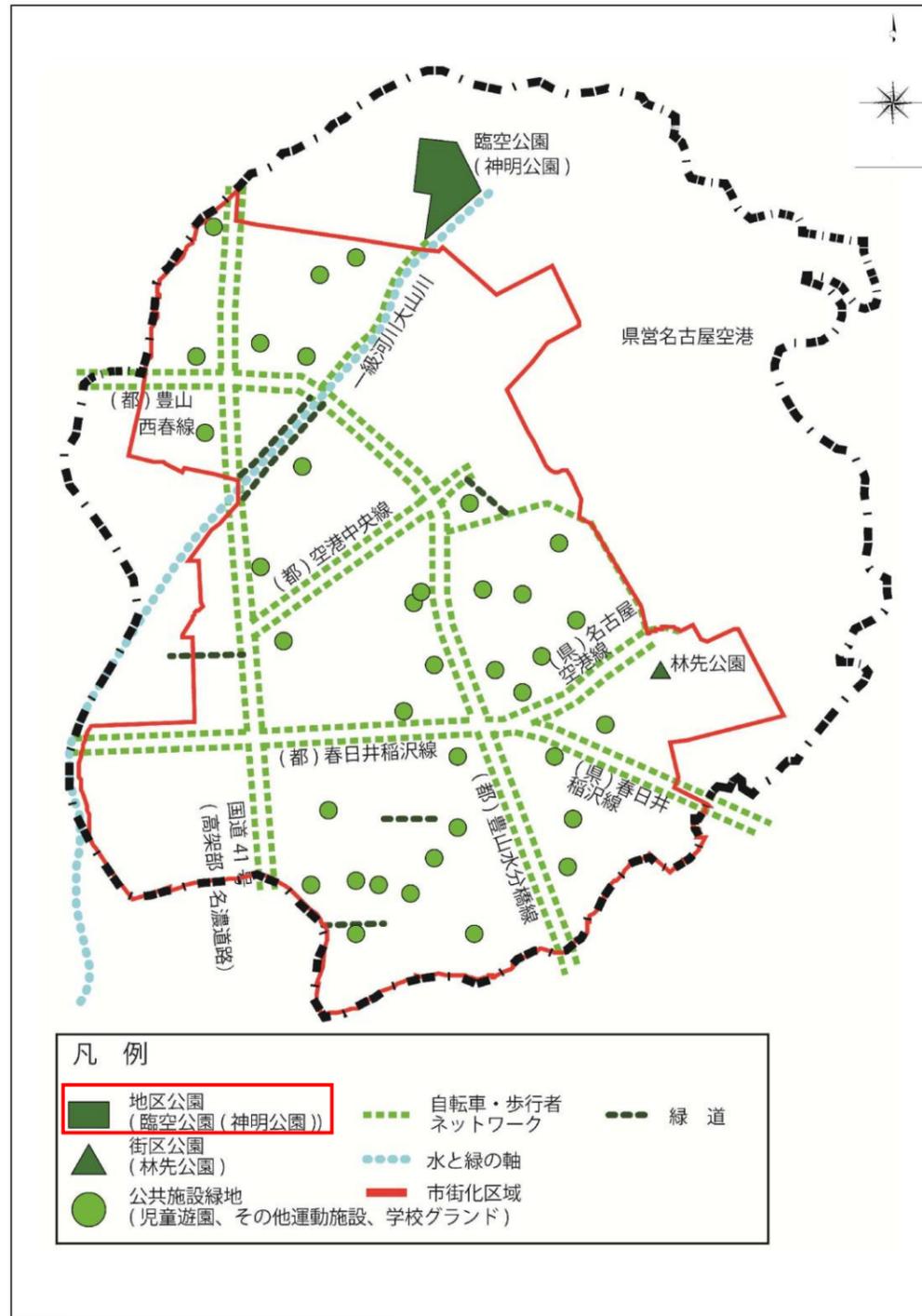
(3) 都市施設（公園緑地）整備の方針

⇒【基本的な考え方】【公園緑地の方針】の方針を受け、都市施設（公園緑地）の整備方針図を見直しました。

現都市計画マスタープラン（R2年）

図 都市施設（公園緑地）の整備方針図

P.22

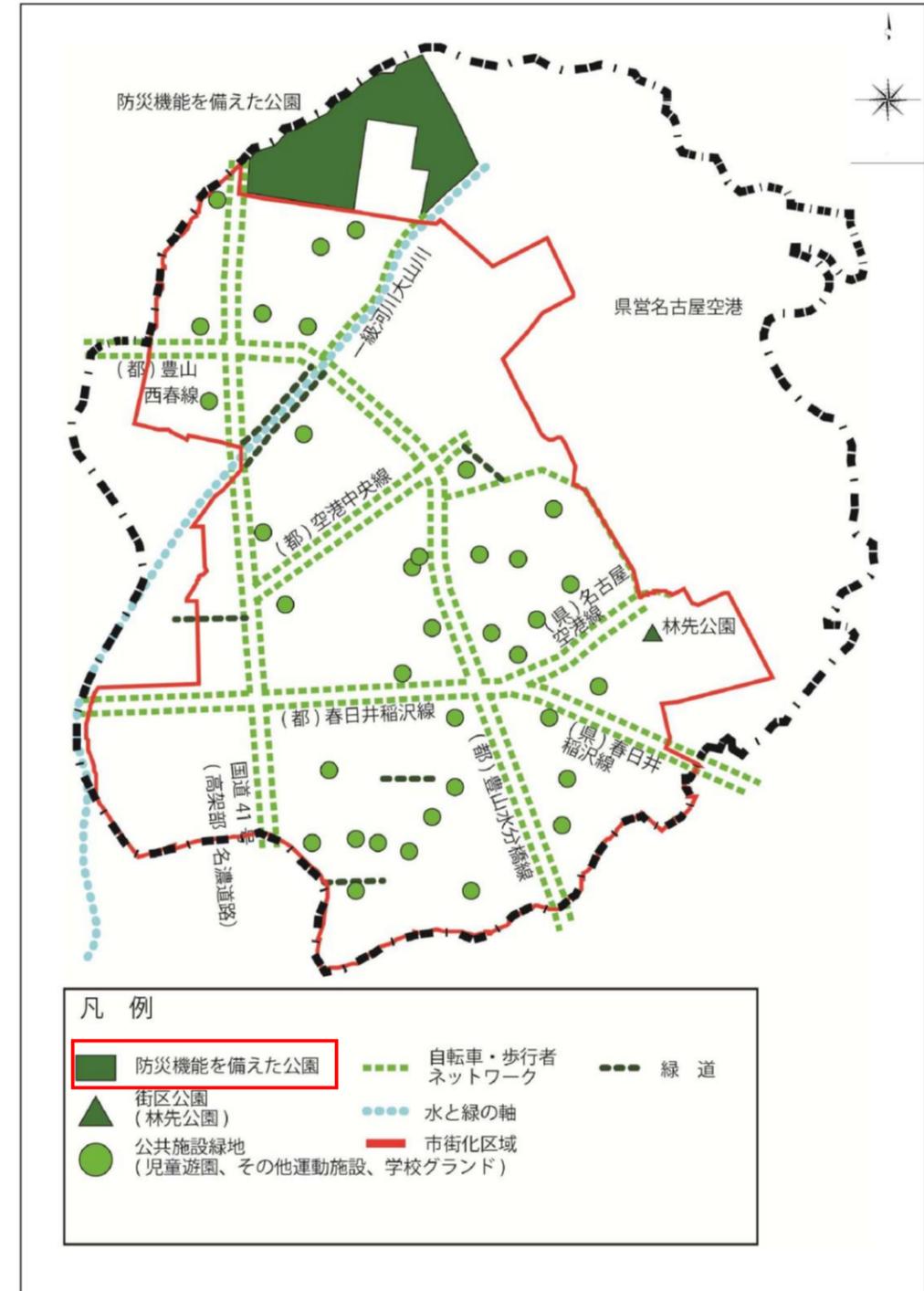


一部改訂案

図 都市施設（公園緑地）の整備方針図

P.22

見直し



【構想編】1. 全体構想

1-4 都市整備の方針の見直し

(5) 市街地整備の整備方針

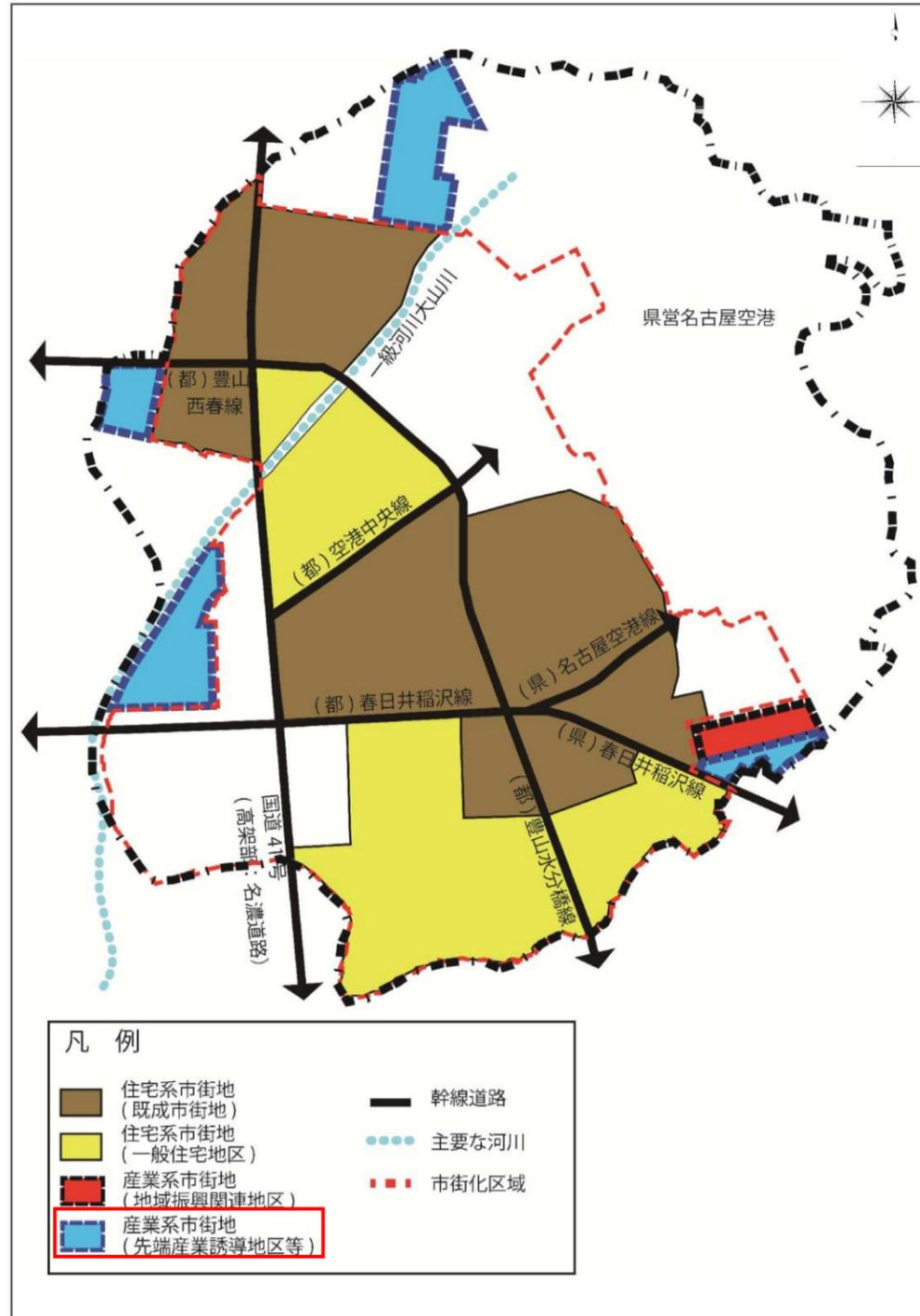
⇒(1)土地利用の方針において、「先端産業誘導地区」を見直したため、市街地の整備方針図を見直しました。

現都市計画マスタープラン（R2年）

一部改訂案

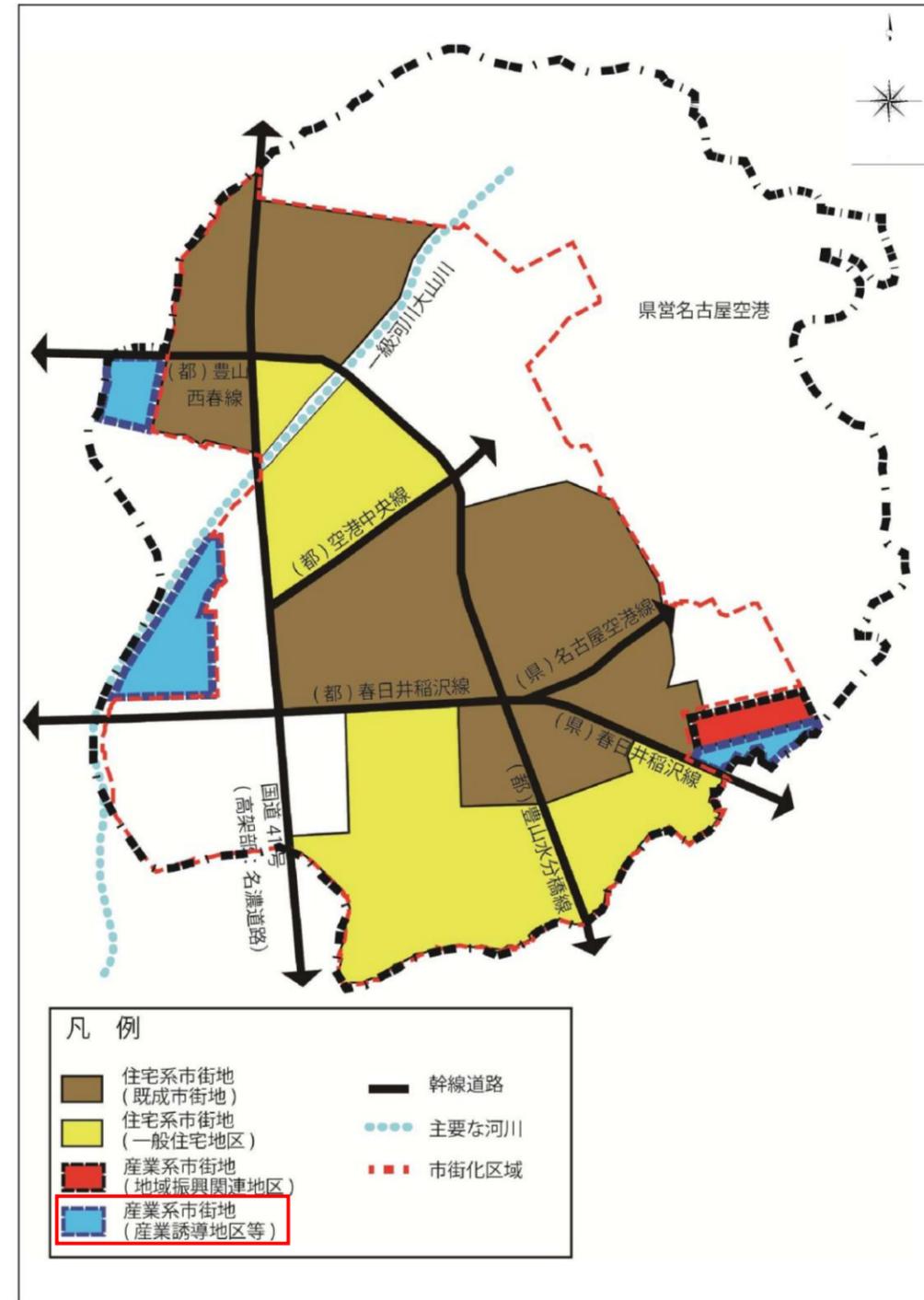
P.26

図 市街地の整備方針図



P.26

図 市街地の整備方針図



見直し

【構想編】1. 全体構想

1-4 都市整備の方針の見直し

(6) 都市施設の整備方針

- ⇒【基本的な考え方】において、「基幹的広域防災拠点」の整備促進を追加しました。
- ⇒【都市防災の方針】において、避難所の整備について追加しました。

現都市計画マスタープラン（R2年）

一部改訂案

P.27

(6) 都市防災の整備方針  
【基本的な考え方】

南海トラフ地震の発生や、近年、全国各地で多発している局地的豪雨等による風水害の影響が危惧されていることから、「豊山町地域防災計画」に基づき、災害に強いまちづくりを推進します。

【都市防災の方針】

旧耐震基準で建てられた建築物の耐震化や、避難路に面する危険ブロック塀の除却を推進し、密集市街地においては、狭あい道路の解消を目的とした局所的な改良などの小規模な道路整備を推進することにより、市街地における避難・延焼遮断空間を確保します。また、災害時の支援物資等を円滑に輸送するため、緊急輸送道路などにおける無電柱化を推進します。

本町は全域、特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川流域（新川流域）に指定されていることから、新川流域水害対策計画に従って、下水道と連携し、効率的な浸水被害対策を推進します。また、河川の整備、河川管理施設の機能強化を推進するとともに、新たな市街地の開発にあたっては、調整池を設置するなどの対策を推進します。

P.27

(6) 都市防災の整備方針  
【基本的な考え方】

南海トラフ地震の発生や、近年、全国各地で多発している局地的豪雨等による風水害の影響が危惧されていることから、「豊山町地域防災計画」に基づき、災害に強いまちづくりを推進します。

また、大規模な災害に対応するためには、愛知県全体の災害対応力の強化が急務とされており、愛知県における「基幹的広域防災拠点」となる拠点整備を促進します。

【都市防災の方針】

旧耐震基準で建てられた建築物の耐震化や、避難路に面する危険ブロック塀の除却を推進し、密集市街地においては、狭あい道路の解消を目的とした局所的な改良などの小規模な道路整備を推進することにより、市街地における避難・延焼遮断空間を確保します。また、災害時の支援物資等を円滑に輸送するため、緊急輸送道路などにおける無電柱化を推進します。

災害発生時に備え、避難所が不足する地域に避難所となる施設の整備を推進します。

本町は全域、特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川流域（新川流域）に指定されていることから、新川流域水害対策計画に従って、下水道と連携し、効率的な浸水被害対策を推進します。また、河川の整備、河川管理施設の機能強化を推進するとともに、新たな市街地の開発にあたっては、調整池を設置するなどの対策を推進します。



【構想編】2. 地域別構想

2-2 新栄小学校区 の見直し

(2) 地域の主要な課題

⇒1.全体構想の(1)土地利用の方針において、「先端産業誘導地区」を見直したため、新栄小学校区の地域の主要な課題を見直しました。

現都市計画マスタープラン（R2年）

一部改訂案

P.32

(2) 地域の主要な課題

地域の現状や全体構想における位置づけから、本地域には次の主要な課題が挙げられます。

【幹線道路沿道のにぎわいと生活利便性の向上】

国道41号及び(都)空港中央線は商業・オフィス軸として、(都)豊山西春線及び(都)豊山水分橋線は生活交流軸としての充実を図ることが課題です。

【空港、既存航空宇宙産業等と一体となった産業立地の誘導】

県営名古屋空港に隣接する神明地区は、航空宇宙関連産業の振興を図るため、農業環境、住宅地環境との共存を図りつつ、空港機能と一体となった先端技術産業の研究開発・生産施設の立地を誘導することが課題です。

P.32

(2) 地域の主要な課題

地域の現状や全体構想における位置づけから、本地域には次の主要な課題が挙げられます。

【幹線道路沿道のにぎわいと生活利便性の向上】

国道41号及び(都)空港中央線は商業・オフィス軸として、(都)豊山西春線及び(都)豊山水分橋線は生活交流軸としての充実を図ることが課題です。

【削除】

見直し

【構想編】2. 地域別構想

2-2 新栄小学校区 の見直し

(4) 地域づくりの方針

⇒【土地利用の方針】の「2.市街化調整区域」について、「農業環境検討地区」及び「先端産業誘導地区」から、「憩いと交流の拠点地区」に見直しました。

現都市計画マスタープラン（R2年）

一部改訂案

P.34

(4) 地域づくりの方針

地域づくりの方針は、地域の主要な課題、まちづくり懇談会による意見・アイデア及び全体構想を踏まえ設定します。

【土地利用の方針】

1. 市街化区域

住居系

既存住宅地区	・幹線道路の後背地に広がる既成市街地は、低層住宅を主体とした落ち着いた土地利用とします。
一般住宅地区	・栄・東川地区は、土地利用の適切な規制・誘導を行い、便利で良好な居住環境を維持・充実します。 ・(都) 空港中央線沿道は、周辺住宅に配慮した商業・オフィス等の立地を許容した土地利用として誘導します。
沿道住宅地区	・大山川北側の国道41号沿道は、沿道型商業施設と、居住環境が調和した土地利用を維持・誘導します。

商業系

沿道商業地区	・大山川南側の国道41号沿道は、自動車による広域からのアクセスが便利であることから、商業施設等の立地を誘導します。
--------	---

工業系

工業地区 (航空宇宙関連産業)	・空港に隣接する航空宇宙産業関連の大規模工場等が立地するエリアは、周辺の居住環境に配慮し、現行の土地利用規制を継続するとともに操業環境を維持・充実します。
工業地区 (物流業務)	・既存の産業施設と居住環境の調和を推進します。

公共公益

地域交流地区	・役場、社会教育センター周辺の行政・文化・教育・交通施設が集中した集積する地区は、コミュニティ活動の拠点及び路線バスの結節点として、本町のシンボリックな地区にふさわしい空間とします。 ・その周辺は低・未利用地を有効活用した商業・オフィス等の利用を誘導します。
--------	--

2. 市街化調整区域

農地保全地区	・松張・六和地区は、優れた田園風景や遊水地としての機能を維持するため、農地として保全します。
農業環境検討地区	・金剛地区は、農地の保全を前提としつつ、地域の活力を維持増進するために、将来の土地利用のあり方を検討する地区とします。
先端産業誘導地区	・神明地区は、空港機能と一体となった航空宇宙関連の先端技術産業の研究開発・生産施設の立地を誘導します。
産業誘導地区	・高添・大山地区は、幹線道路等に近接する条件を活用し、産業的土地利用を誘導します。

P.34

(4) 地域づくりの方針

地域づくりの方針は、地域の主要な課題、まちづくり懇談会による意見・アイデア及び全体構想を踏まえ設定します。

【土地利用の方針】

1. 市街化区域

住居系

既存住宅地区	・幹線道路の後背地に広がる既成市街地は、低層住宅を主体とした落ち着いた土地利用とします。
一般住宅地区	・栄・東川地区は、土地利用の適切な規制・誘導を行い、便利で良好な居住環境を維持・充実します。 ・(都) 空港中央線沿道は、周辺住宅に配慮した商業・オフィス等の立地を許容した土地利用として誘導します。
沿道住宅地区	・大山川北側の国道41号沿道は、沿道型商業施設と、居住環境が調和した土地利用を維持・誘導します。

商業系

沿道商業地区	・大山川南側の国道41号沿道は、自動車による広域からのアクセスが便利であることから、商業施設等の立地を誘導します。
--------	---

工業系

工業地区 (航空宇宙関連産業)	・空港に隣接する航空宇宙産業関連の大規模工場等が立地するエリアは、周辺の居住環境に配慮し、現行の土地利用規制を継続するとともに操業環境を維持・充実します。
工業地区 (物流業務)	・既存の産業施設と居住環境の調和を推進します。

公共公益

地域交流地区	・役場、社会教育センター周辺の行政・文化・教育・交通施設が集中した集積する地区は、コミュニティ活動の拠点及び路線バスの結節点として、本町のシンボリックな地区にふさわしい空間とします。 ・その周辺は低・未利用地を有効活用した商業・オフィス等の利用を誘導します。
--------	--

2. 市街化調整区域

農地保全地区	・松張・六和地区は、優れた田園風景や遊水地としての機能を維持するため、農地として保全します。
憩いと交流の拠点地区	・臨空（神明）公園周辺は、町民及び町に訪れる人々の憩いと交流の拠点地区とします。また、大規模災害時に全国からの人員や物資等の支援を県内の被災地域等に迅速かつ的確に供給する広域防災拠点機能の充実を図ります。
産業誘導地区	・高添・大山地区は、幹線道路等に近接する条件を活用し、産業的土地利用を誘導します。



【構想編】2. 地域別構想

2-2 新栄小学校区 の見直し

(4) 地域づくりの方針

⇒【公園緑地の方針】において、新規公園を追加しました。

現都市計画マスタープラン（R2年）

一部改訂案

P.35

【道路交通体系の方針】

幹線道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>幹線道路の適正な維持・管理と、交通混雑の解消を推進します。</li> <li>(都) 豊山水分橋線のめぐみ橋から社会教育センター間について、歩行者・自転車の安全対策を推進します。</li> </ul>
生活道路	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>先端産業等の立地に際しては、必要に応じて、主要な生活道路を改良します。</u></li> <li>大山川沿いは、歩行者・自転車ネットワークとしての位置づけを行い、その整備を推進します。</li> </ul>
公共交通	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共交通の充足度が上がるよう、事業者・町民等との協働により、既存バス路線を維持・充実します。</li> </ul>

【公園緑地の方針】

公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>臨空(神明)公園は、町民の憩いの場として適切な維持管理を推進します。</li> <li>児童遊園や運動施設等を都市公園の補完施設として活用し、その保全と適切な維持管理に努め、街区公園、近隣公園の検討・整備を推進します。</li> </ul>
緑地	<ul style="list-style-type: none"> <li>臨空(神明)公園を拠点として、大山川沿いに徒歩・自転車専用空間を整備し、水辺と緑に親しむ環境づくりを推進します。</li> <li>既存の遊歩道、その他公共施設の緑の維持保全に努めるほか、民有地の緑化を推進します。</li> </ul>

【河川・下水道の方針】

河川	<ul style="list-style-type: none"> <li>新川流域水害対策計画に従って、下水道と連携し、河川の維持・管理を推進します。</li> </ul>
下水道	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画区域の下水道整備を推進します。</li> </ul>

【市街地整備の方針】

住宅系市街地	<ul style="list-style-type: none"> <li>町の開発指導要綱を徹底し、良質な住宅、宅地の供給を推進します。</li> <li>既存住宅地区においては、二項道路制度の徹底等による狭あい道路の改善や、危険箇所の改善を推進します。</li> </ul>
産業系市街地	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺環境への配慮及び調和を図りながら、必要に応じて区画整理や地区計画等の手法により整備します。</li> </ul>

P.35

【道路交通体系の方針】

幹線道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>幹線道路の適正な維持・管理と、交通混雑の解消を推進します。</li> <li>(都) 豊山水分橋線のめぐみ橋から社会教育センター間について、歩行者・自転車の安全対策を推進します。</li> </ul>
生活道路	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>産業等の立地に際しては、必要に応じて、主要な生活道路を改良します。</u></li> <li>大山川沿いは、歩行者・自転車ネットワークとしての位置づけを行い、その整備を推進します。</li> </ul>
公共交通	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共交通の充足度が上がるよう、事業者・町民等との協働により、既存バス路線を維持・充実します。</li> </ul>

【公園緑地の方針】

公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>臨空(神明)公園は、町民の憩いの場として適切な維持管理を推進します。</li> <li>児童遊園や運動施設等を都市公園の補完施設として活用し、その保全と適切な維持管理に努め、街区公園、近隣公園の検討・整備を推進します。</li> <li><u>新規公園は、臨空(神明)公園と一体となって、憩いと交流によるにぎわいの空間として整備を促進します。また、住民が避難できる機能を備えるとともに、名古屋空港、消防学校等と一体となって、大規模災害時の救援・物資輸送等の安全・安心となる機能を高めます。</u></li> </ul>
緑地	<ul style="list-style-type: none"> <li>臨空(神明)公園を拠点として、大山川沿いに徒歩・自転車専用空間を整備し、水辺と緑に親しむ環境づくりを推進します。</li> <li>既存の遊歩道、その他公共施設の緑の維持保全に努めるほか、民有地の緑化を推進します。</li> </ul>

【河川・下水道の方針】

河川	<ul style="list-style-type: none"> <li>新川流域水害対策計画に従って、下水道と連携し、河川の維持・管理を推進します。</li> </ul>
下水道	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画区域の下水道整備を推進します。</li> </ul>

【市街地整備の方針】

住宅系市街地	<ul style="list-style-type: none"> <li>町の開発指導要綱を徹底し、良質な住宅、宅地の供給を推進します。</li> <li>既存住宅地区においては、二項道路制度の徹底等による狭あい道路の改善や、危険箇所の改善を推進します。</li> </ul>
産業系市街地	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺環境への配慮及び調和を図りながら、必要に応じて区画整理や地区計画等の手法により整備します。</li> </ul>



見直し

【構想編】2. 地域別構想

2-2 新栄小学校区 の見直し

(4) 地域づくりの方針

⇒【都市防災の方針】において、避難所の整備について追加しました。

現都市計画マスタープラン（R2年）

一部改訂案

P.35  
最下  
段  
P.36

【都市防災の方針】

都市防災	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存住宅地区を中心に旧耐震基準により建築された建築物の耐震化を推進します。</li> <li>・局所的な道路改良等により、市街地における避難・延焼遮断空間を確保します。</li> <li>・特定都市河川浸水被害対策法に基づく、洪水対策を推進します。</li> </ul>
------	---

【景観形成の方針】

景観形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域内の幹線道路及び沿道地域については、道路緑化及び屋外広告物の規制等により、良好な沿道景観づくりを推進します。</li> <li>・（都）空港中央線については、県営名古屋空港及びコミュニティ拠点の玄関口としてふさわしい景観づくりを推進します。</li> </ul>
------	---

【環境共生の方針】

環境共生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・温室効果ガス（二酸化炭素等）の発生を抑制するため、公共交通の利用推進、歩行者や自転車利用者の安全性や利便性の向上により、過度に自動車に依存しないまちづくりを推進します。</li> <li>・地表温度の上昇を防ぎ、あわせて多様な生物が生息できる環境の形成をめざすため、都市施設（道路、公園等）や公益的建築物の緑化、民間開発の住宅地や工業地などにおける適切な緑化を推進するとともに、地域のヒートアイランド現象を抑制する空間として、農地や河川の活用を検討します。</li> </ul>
------	---

P.36  
見直し

【都市防災の方針】

都市防災	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>避難所が不足する地域に避難所となる施設の整備を推進します。</u></li> <li>・既存住宅地区を中心に旧耐震基準により建築された建築物の耐震化を推進します。</li> <li>・局所的な道路改良等により、市街地における避難・延焼遮断空間を確保します。</li> <li>・特定都市河川浸水被害対策法に基づく、洪水対策を推進します。</li> </ul>
------	--

【景観形成の方針】

景観形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域内の幹線道路及び沿道地域については、道路緑化及び屋外広告物の規制等により、良好な沿道景観づくりを推進します。</li> <li>・（都）空港中央線については、県営名古屋空港及びコミュニティ拠点の玄関口としてふさわしい景観づくりを推進します。</li> </ul>
------	---

【環境共生の方針】

環境共生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・温室効果ガス（二酸化炭素等）の発生を抑制するため、公共交通の利用推進、歩行者や自転車利用者の安全性や利便性の向上により、過度に自動車に依存しないまちづくりを推進します。</li> <li>・地表温度の上昇を防ぎ、あわせて多様な生物が生息できる環境の形成をめざすため、都市施設（道路、公園等）や公益的建築物の緑化、民間開発の住宅地や工業地などにおける適切な緑化を推進するとともに、地域のヒートアイランド現象を抑制する空間として、農地や河川の活用を検討します。</li> </ul>
------	---

【構想編】2. 地域別構想

2-2 新栄小学校区 の見直し

図 地域別構想図（新栄小学校区）

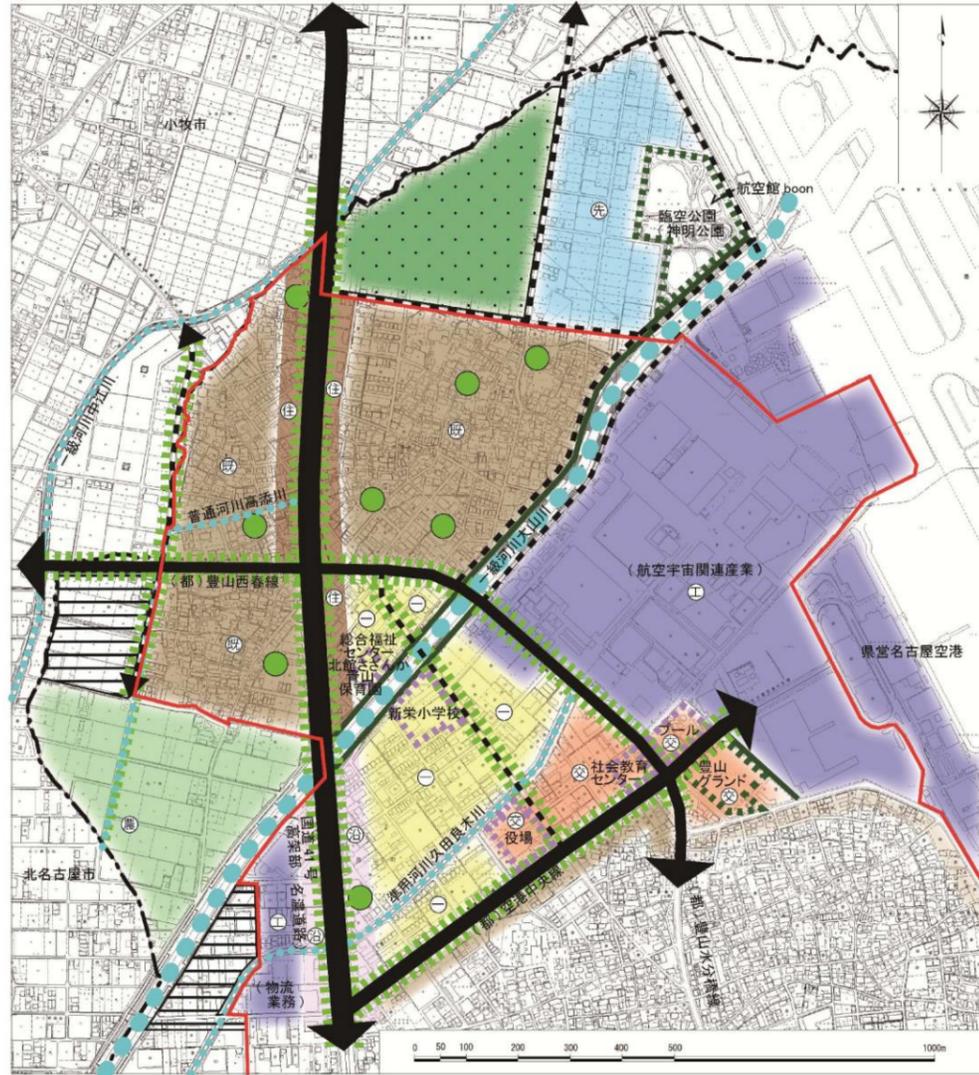
⇒【土地利用の方針】の「2.市街化調整区域」について、「農業環境検討地区」及び「先端産業誘導地区」から、「憩いと交流の拠点地区」に見直しました。

現都市計画マスタープラン（R2年）

一部改訂案

P.37

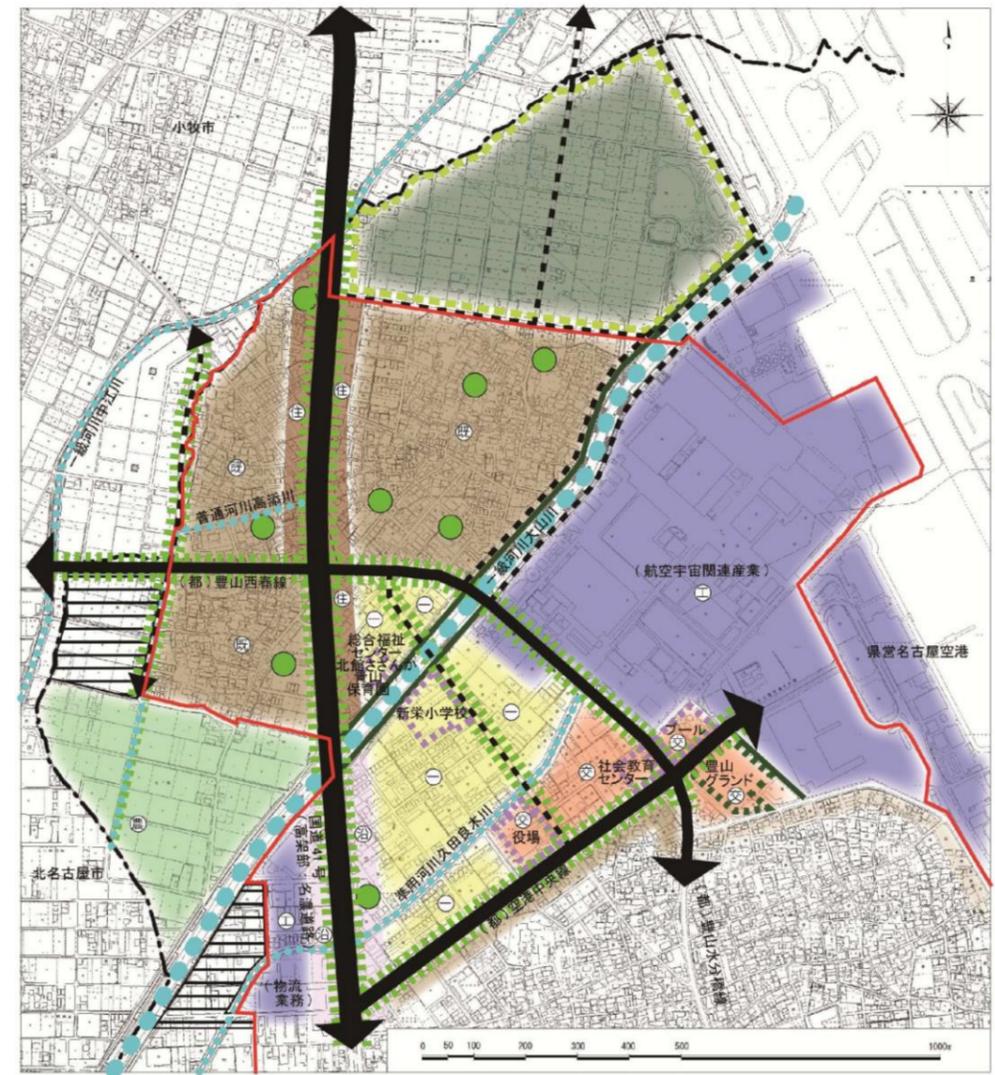
図 地域別構想図（新栄小学校区）



凡例


P.37

図 地域別構想図（新栄小学校区）



凡例